



建築物

I

CONTENTS

I-1	利用円滑化経路	34
I-2	出入口	36
I-3	廊下等	40
I-4	エレベーター	42
I-5	階段	48
I-6	階段に代わり又は併設する傾斜路	52
I-7	便所	54
I-8	浴室	62
I-9	更衣室及びシャワー室	64
I-10	客室	66
I-11	客席	68
I-12	改札口及びレジ通路	70
I-13	カウンター及び記載台	72
I-14	公衆電話台	74
I-15	案内設備等	76
I-16	駐車場	82
I-17	敷地内の通路	84
I-18	視覚障害者利用円滑化経路	90
I-19	授乳場所	94
I-20	券売機	96



利用円滑化経路

基本的な考え方▶

建築物の敷地の接する道等から利用居室等に至る1以上の経路を車いす使用者等が円滑に利用できる利用円滑化経路とし、当該利用居室から車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設に至る1以上の経路についても車いす使用者等が円滑に利用できる利用円滑化経路とする必要があります。

整備項目

整備基準より抜粋

1. 次に定める場合においては、それぞれに定める経路のうち、1以上の経路を、利用円滑化経路にすること

●公共的施設に多数の者(公共的施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者に限る。以下同じ)が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する室及び改札口(以下「利用居室等」という)を設ける場合：

道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という)から当該利用居室等までの経路

●公共的施設又はその敷地に車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という)が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「車いす使用者用便房」という)を設ける場合：

利用居室等(当該公共的施設に利用居室等が設けられていないときは、道等。次に同じ)から当該車いす使用者用便房までの経路

●公共的施設又はその敷地に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という)を設ける場合：

当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路

2. 利用円滑化経路は、次に定める構造とすること

●当該利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと

ただし、傾斜路若しくはエレベーターその他の昇降機を併設する場合又は用途面積2,000㎡未満で、かつ人的補助等の手段が講じられている場合においては、この限りでない

解説

適用

●利用円滑化経路は、建築物の敷地の接する道等から利用居室に至る1以上の経路を車いす使用者等が円滑に利用できる経路とし、当該利用居室から車いす使用者用駐車施設及び車いす使用者用便房に至る1以上の経路についても、車いす使用者等が円滑に利用できるようにすることが必要となる。

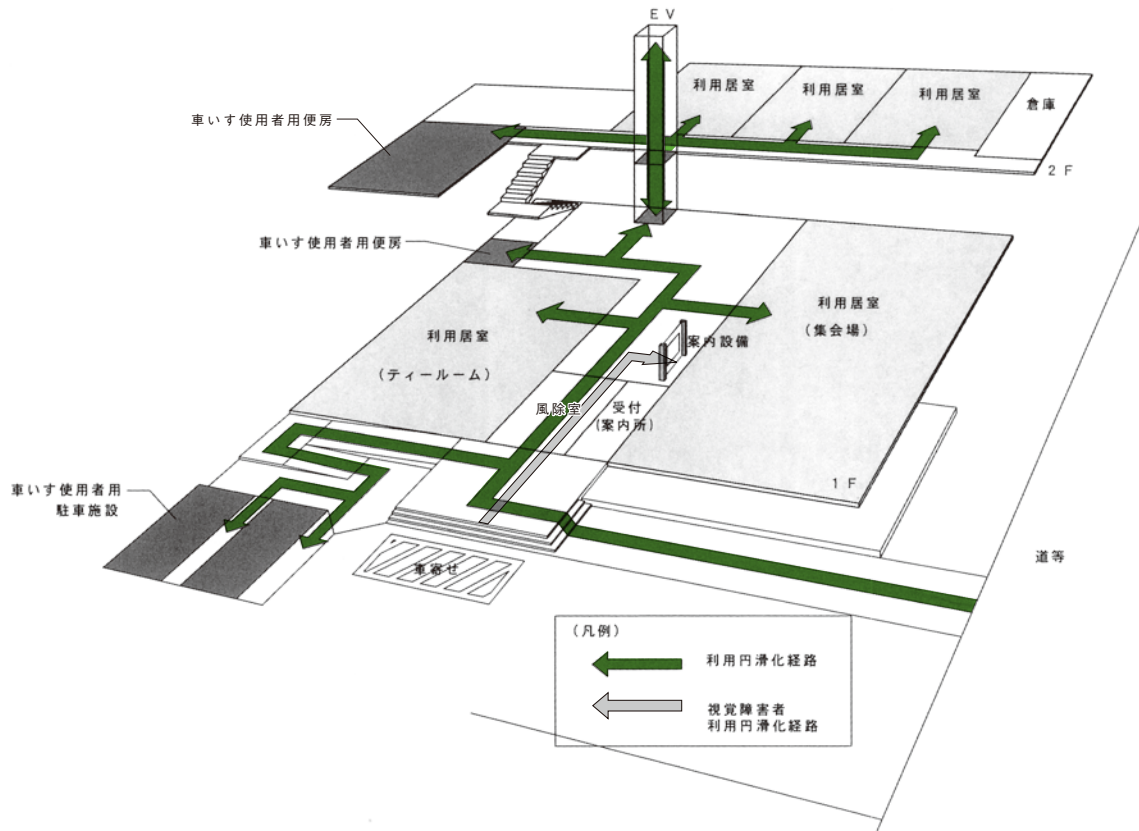
車いす使用者等への配慮

●車いす使用者への配慮として、階段や段差(高低差が2cm以下で丸みを持たせた段は除く)を設けないことを原則としている。やむを得ず設ける場合は、傾斜路や昇降機等の設置を求めている。

●人的補助とは、受付等に管理者等が常駐し、利用者の誘導が常時可能な場合においてマンパワーで、多少の段差を解消できる事である。

利用円滑化経路の概要

■ 利用円滑化経路の例



「利用円滑化経路」を上図をもとに例示すると以下のとおりとなります。

「道等」→「利用居室」	「道等」→「敷地内の通路」→「(建築物の) 出入口」→「廊下等」→「エレベーター」→「廊下等」→「利用居室」
「利用居室」→「車いす使用者用便房」	「利用居室」→「廊下等」→「エレベーター」→「廊下等」→「車いす使用者用便房」
「車いす使用者用駐車施設」→「利用居室」	「車いす使用者用駐車施設」→「敷地内の通路」→「(建築物の) 出入口」→「廊下等」→「昇降機」→「廊下等」→「利用居室」



I-2

出入口

基本的な考え方▶

玄関等の利用円滑化経路を構成する出入口は、車いす使用者等が円滑に利用できる構造とすることが求められます。そのため、適切な幅の確保、開閉の容易な戸及び段差の解消が必要になります。

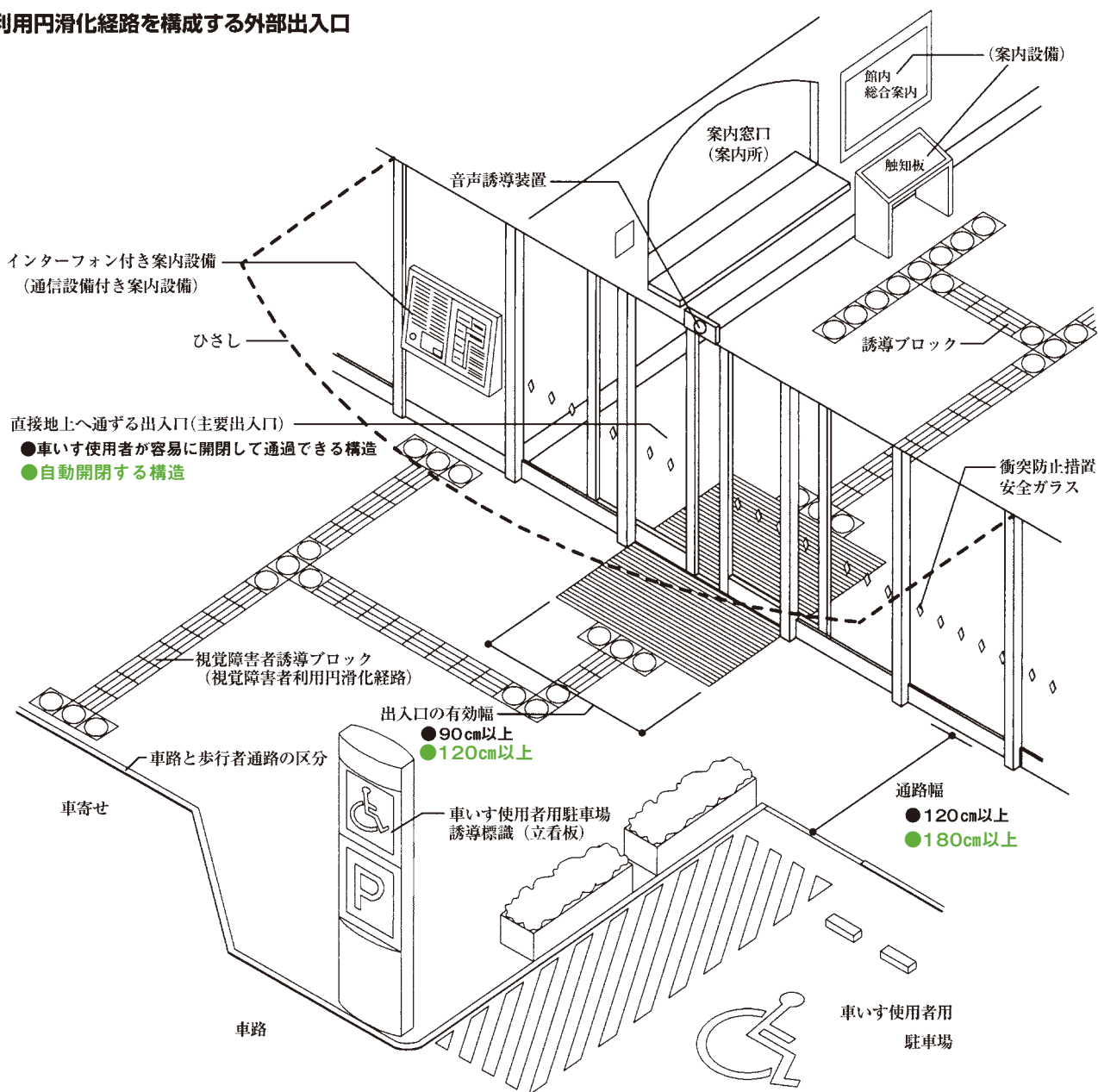
整備項目	整備基準	より望ましい基準
直接地上へ通ずる出入口(1以上)	<ul style="list-style-type: none"> ●有効幅90cm以上 ●自動開閉又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 ●出入口の前後に高低差がないこと 	<p>多数の者が利用する出入口</p> <ul style="list-style-type: none"> ●120cm以上 ●自動開閉する構造
各室の出入口・その他経路上の出入口	<ul style="list-style-type: none"> ●有効幅80cm以上 ●自動開閉又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 ●出入口の前後に高低差がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ●90cm以上

解説

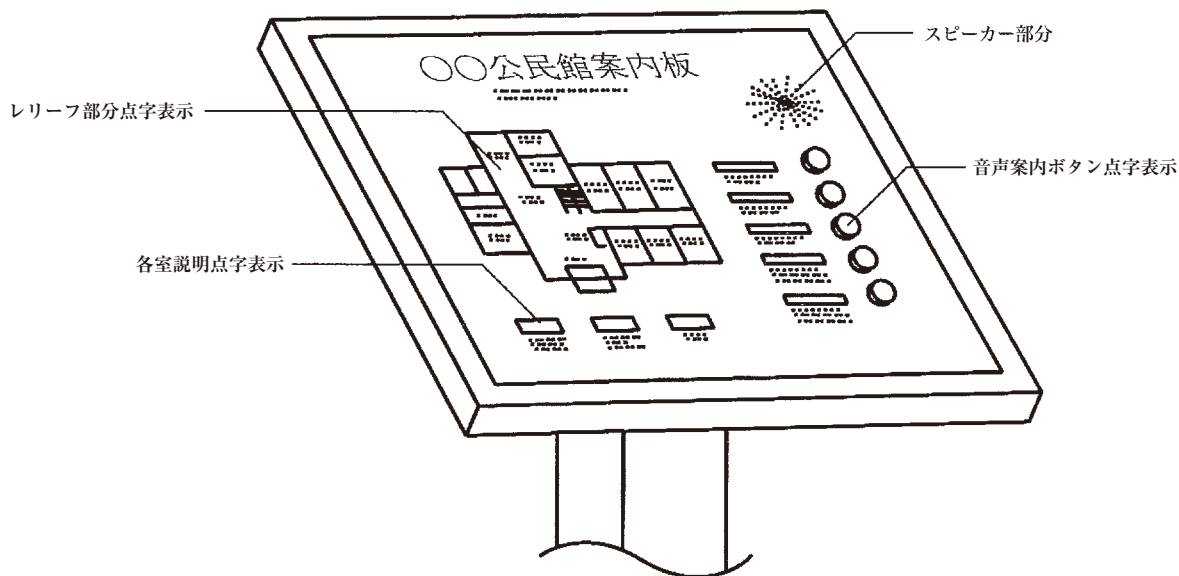
- 整備基準は、建築物の利用円滑化経路上の出入口の内、直接地上に通ずる出入口、その他(建物内出入口)、車いす使用者用駐車施設への出入口について、各々1以上を車いす使用者が通過できるような構造とすることを求めている。したがって、専ら従業員や職員のみが使用する出入口については、この整備基準の対象とはならない。
- より望ましい基準は、基本的にすべて(同じ室又は出入口ホールに至る出入口が近接して複数設けられている場合はその内の1以上)の出入口を車いす使用者が通過できるような構造とすることを求めている。
- 各室の出入口の有効幅80cm(整備基準)は車いすが通過できる寸法、90cm(より望ましい基準)は車いすですぐ通過しやすい寸法、120cm(より望ましい基準)は人が横向きになれば車いすとすれ違うことができ、松葉杖使用者が容易に通過できる寸法である。
- 整備基準及びより望ましい基準中の「車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造」とは、車いす使用者が通過できない構造の回り扉等としないことを求めているものである。
- 整備基準及びより望ましい基準中の「出入口の前後に高低差がないこと」とは、車いす使用者が楽に通過できる仕様とする(例:高低差が2cm程度以内で丸みを持たせた段)。

●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■ 利用円滑化経路を構成する外部出入口



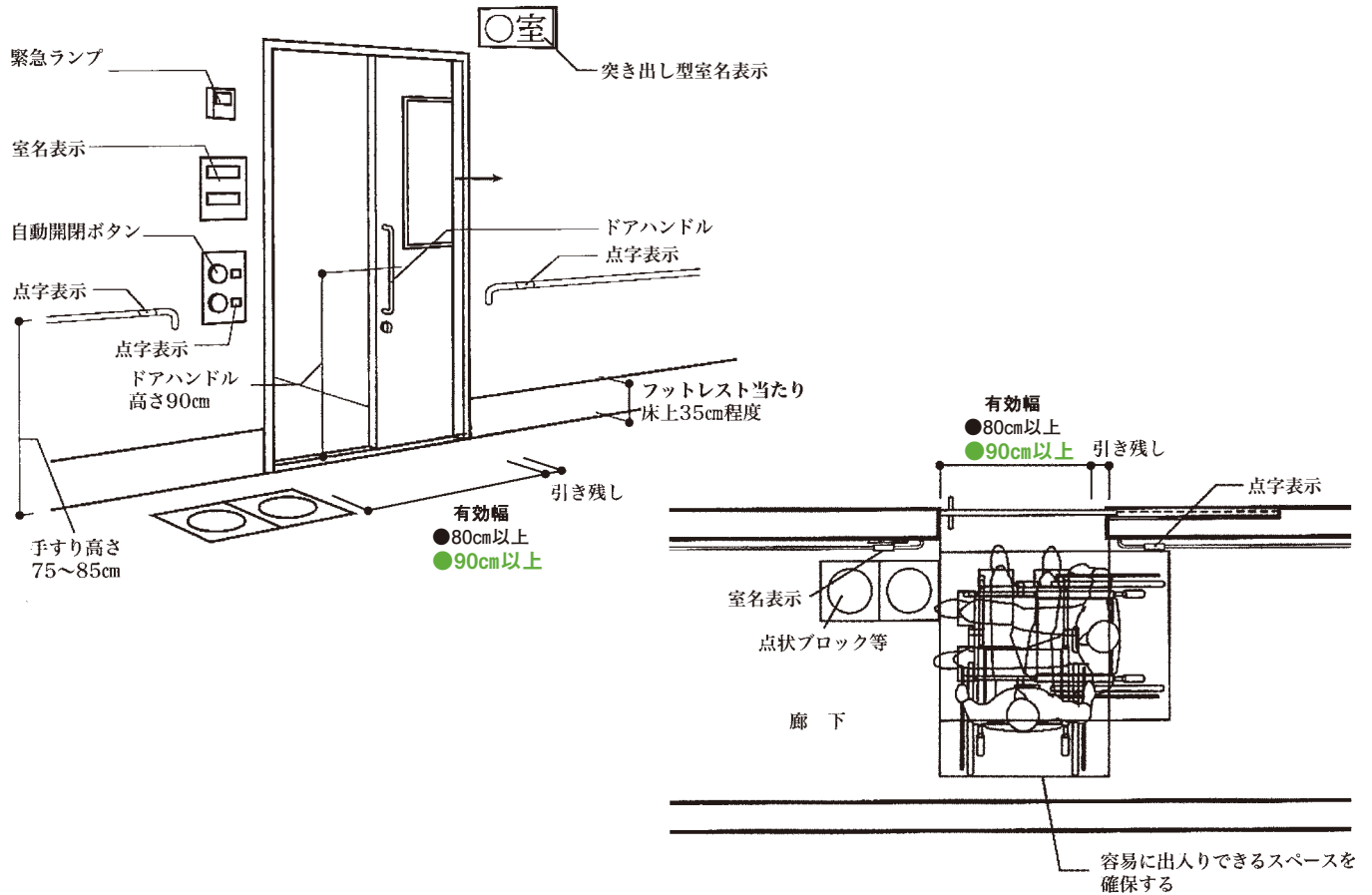
■ 案内設備(音声、点字表示付)



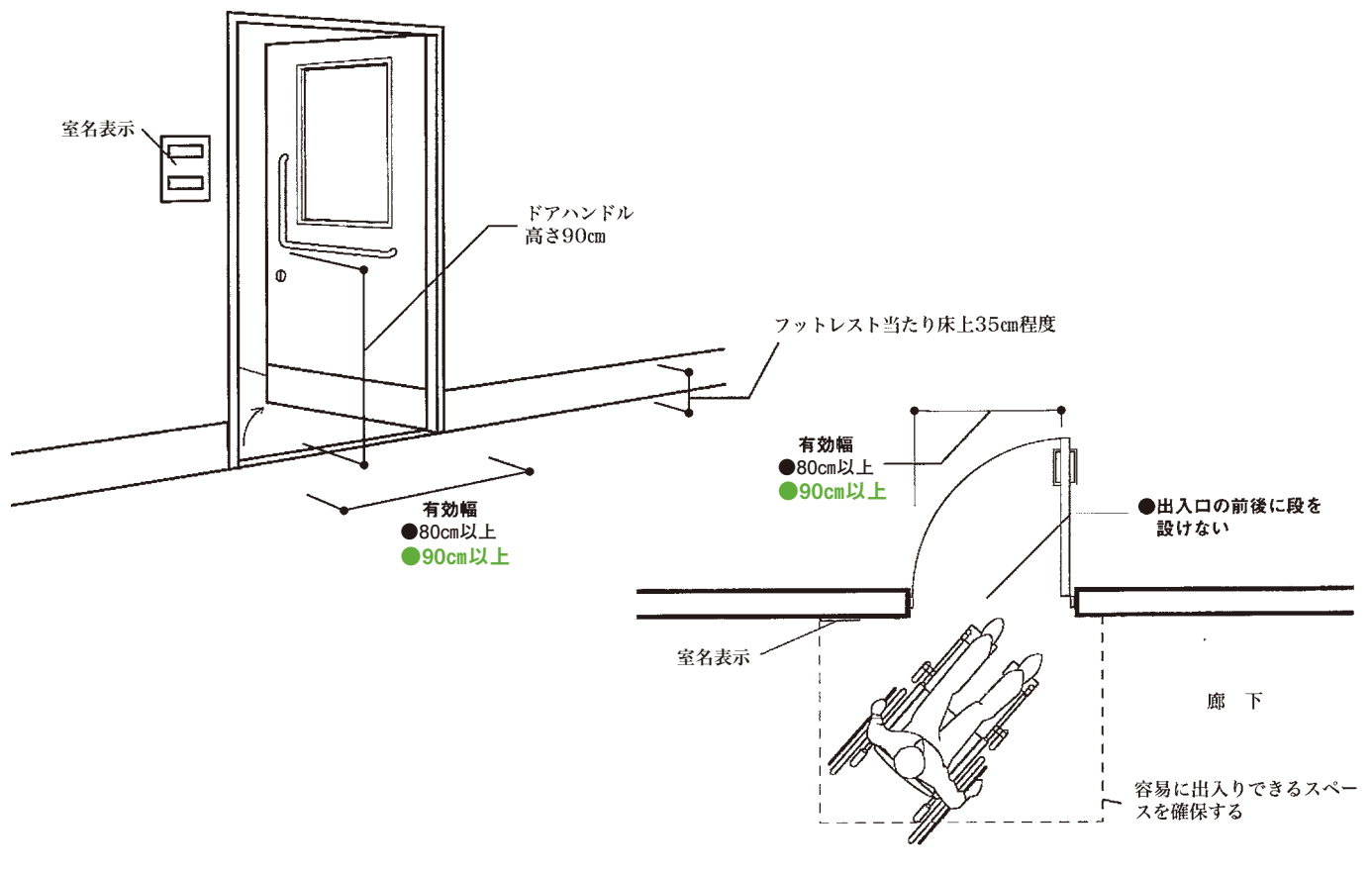
I-2 出入口

●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■ 自動開閉扉の例

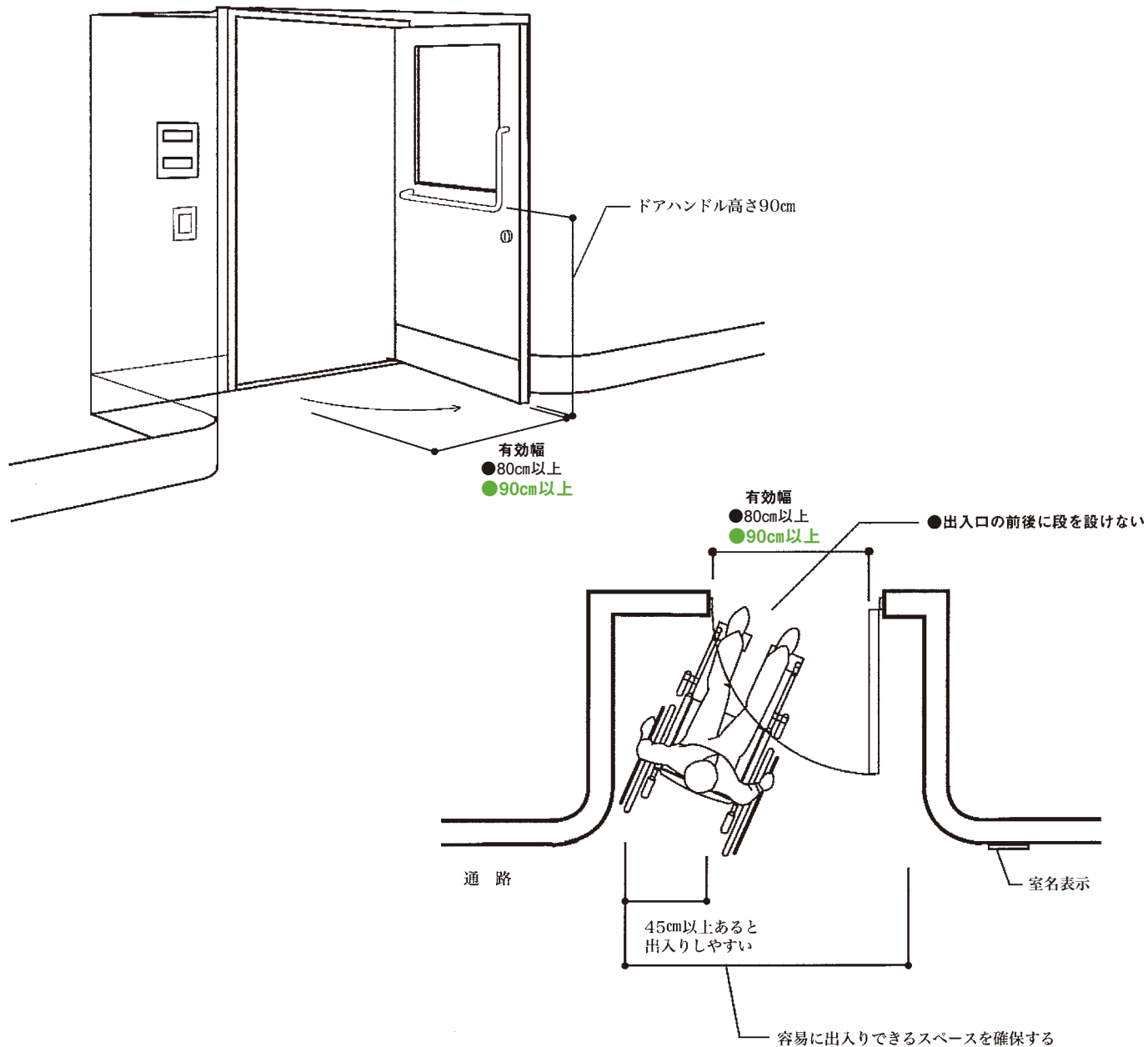


■ 片開き扉(内開き)の例

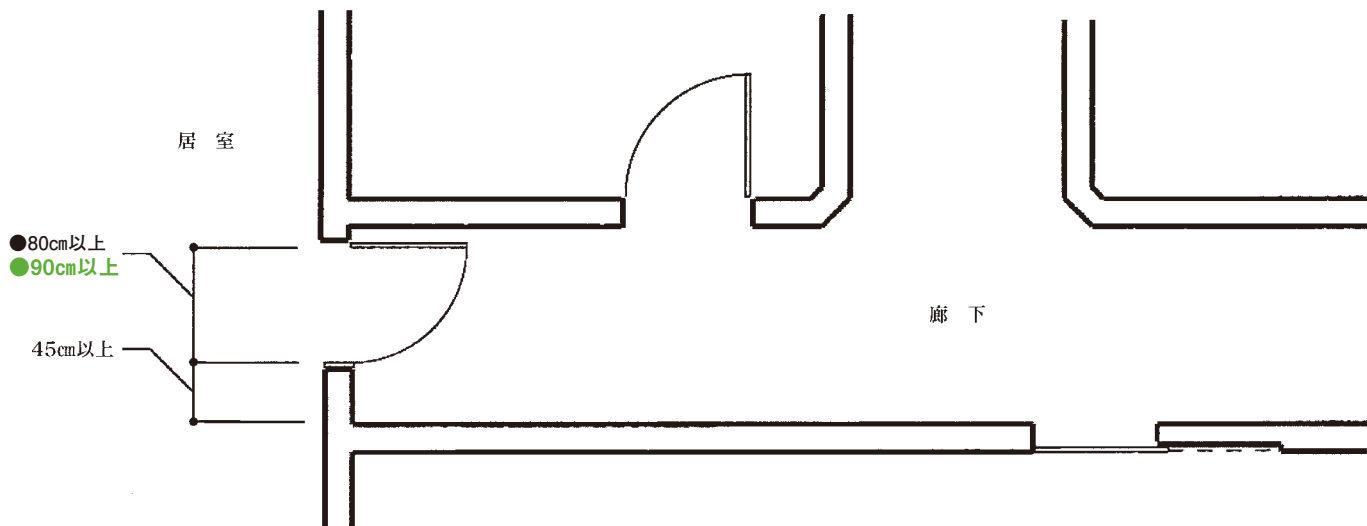


●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■ 外開き扉、アルコーブを設けた例



■ 行き止まり廊下の室の出入口の例

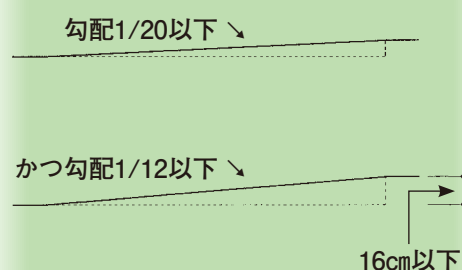




廊下等

基本的な考え方

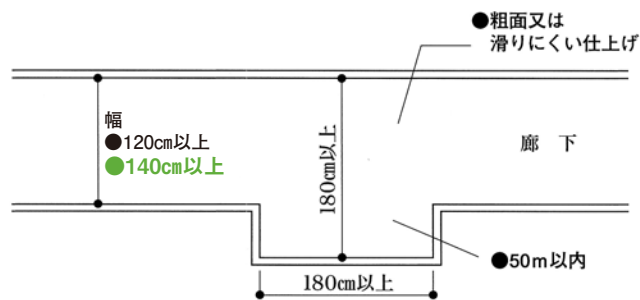
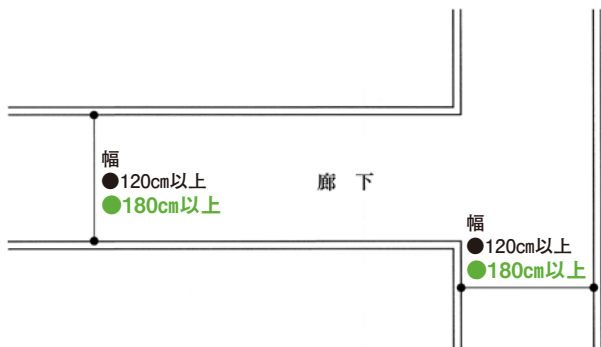
利用円滑化経路を構成する廊下、ロビー、ホールその他これらに類するものは、建築物内の移動のための通路として、車いす使用者等の利用に配慮した有効幅を確保し、また必要に応じてスロープ等を設置するとともに、視覚障害者の利用に配慮した整備を行うことが必要です。

整備項目	整備基準	より望ましい基準
<p>廊下等</p> <p>多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する施設の廊下等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●粗面又は滑りにくい材料で仕上げる ●有効幅を定めない ●階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するもの(その踊場を含む)に限る)の上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を敷設すること。ただし、次の場合については、この限りではない <ul style="list-style-type: none"> ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する場合(※) ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する場合(※) ・学校、工場、共同住宅等の共用部分又は主として自動車の駐車のために供する施設に設ける廊下等の部分である場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●有効幅180cm以上 (ただし、50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障のない場所を設ける場合は140cm以上) (※) 傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しないでよい場合  <ul style="list-style-type: none"> ●廊下等に向かって開く戸を設ける場合には戸の開閉により、高齢者、障害者等の通行の安全上支障のないよう措置を講ずる ●廊下等に突出物を設けない ●高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設置
<p>利用円滑化経路を構成する廊下等</p>	<p>利用円滑化経路を構成する廊下は上記のほか、次の定める構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ●有効幅は120cm以上とすること ●廊下等の末端の付近及び区間50m以内ごとに車いすが転回することができる場所を設置 ●戸を設ける場合には自動的に開閉する構造、その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(戸の前後には高低差がないこと) 	

●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

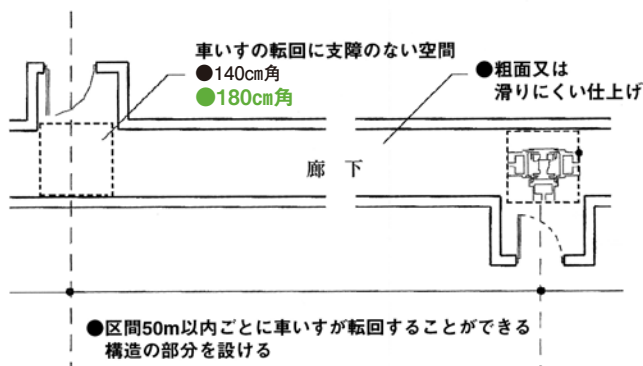
利用円滑化経路を構成する廊下等

■ 廊下幅の確保

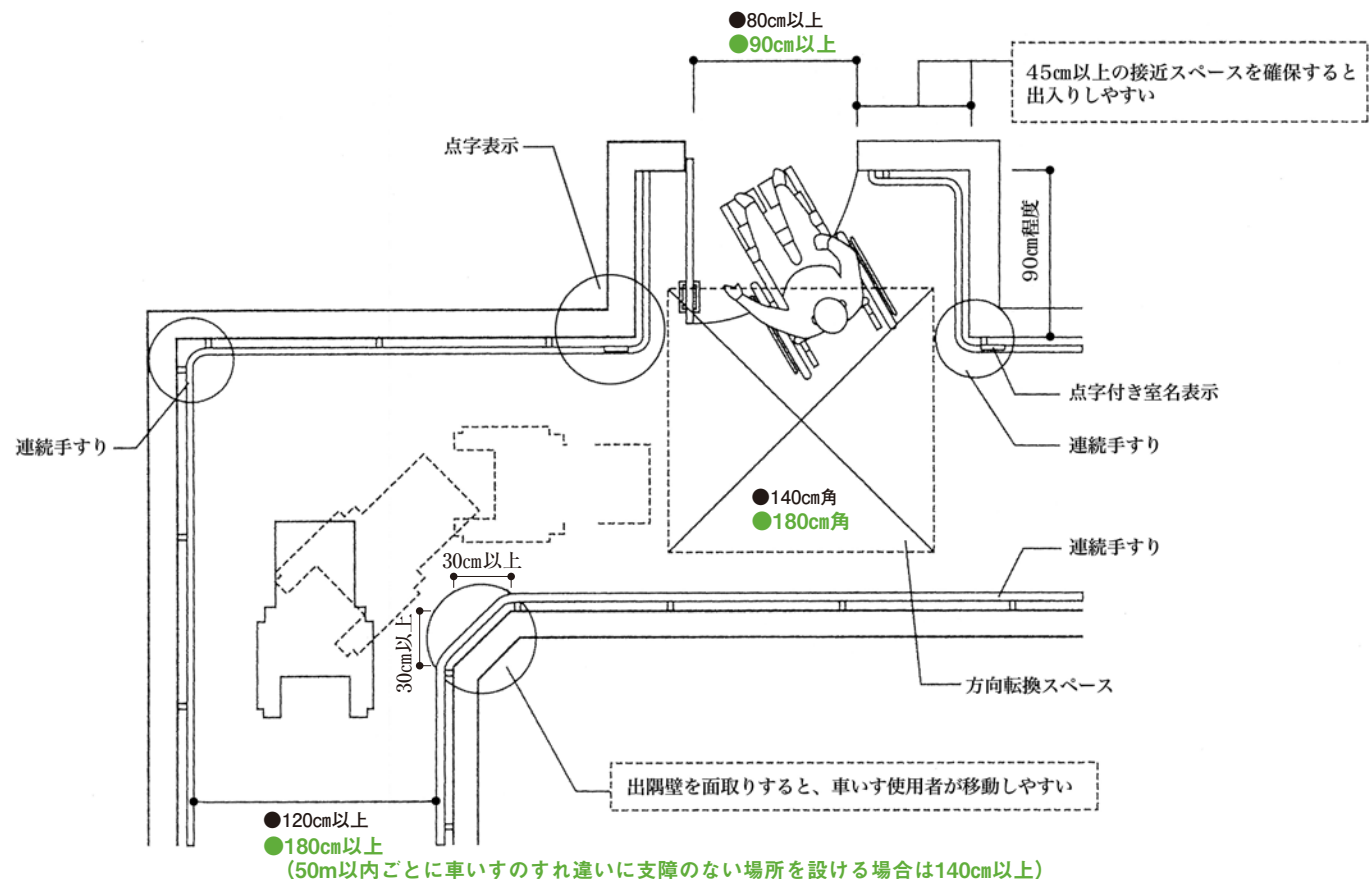
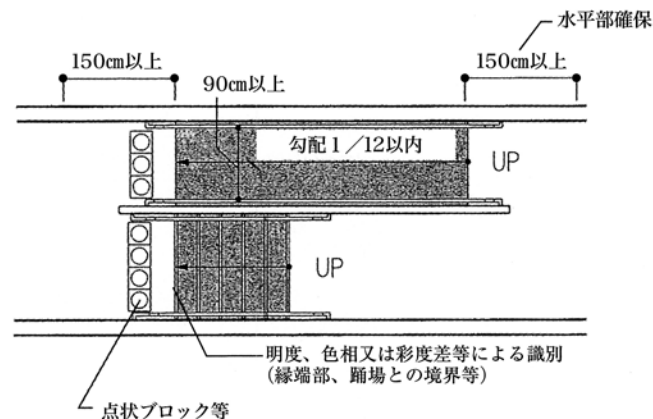


区間50m以内ごとに車いすがすれ違いに支障のない場所を設けた場合

■ 転回空間の確保



■ 階段と傾斜路の併設





I-4

エレベーター

基本的な考え方▶

車いす使用者等の階段の利用が困難な人にとって、エレベーターは非常に有効な垂直方向の移動手段です。整備に当たっては、構造、表示等について、車いす使用者や視覚障害者の利用に配慮したものとすることが必要です。

整備項目	整備基準	より望ましい基準
<p>多数の者が利用するエレベーター等</p>	<p>●利用円滑化経路上に段を設ける場合、エレベーターの設置 (傾斜路を併設する場合、用途面積2,000㎡未満又は学校等及び工場並びに共同住宅の共用部分についてはこの限りでない)</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>◆利用円滑化経路を構成するエレベーターの構造◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ●かごは、利用居室等、車いす使用者用便房又は車いす使用者駐車施設がある階及び地上階に停止 ●かご及び昇降路の出入口の有効幅は80cm以上 ●かごの奥行き(内法) 135cm以上 ●乗降ロビーは、高低差がないものとし、有効幅及び奥行きは150cm以上 ●かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置 ●かご内に、停止する予定の階及び現在位置を表示する装置の設置 ●乗降ロビーにかごの昇降方向を表示する装置を設置 ●かごの有効幅は140cm以上 ●かごは車いすの転回に支障がない構造 ●かご内に、戸の開閉を確認できる鏡を設置 ●かご内に、手すりを設置 <p>多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター等は上記のほか、次の定める構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ●かご内に到着する階並びに戸の閉鎖の音声案内 ●かご内及び乗降ロビーに、昇降方向の音声案内 ●かご内及び乗降ロビーに設置する制御装置には、点字等により表示する等視覚障害者が円滑に操作できる構造 </div>	<p>●多数の者が利用する階から直接地上に通ずる出入口までの経路上</p> <p>(傾斜路を併設する場合はこの限りでない) ただし、学校等及び工場並びに共同住宅の共用部分に設置するものは別(次項)に定める</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>◆多数の者が利用するエレベーターの構造(1以上)◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主たる廊下等に近接した位置に設置 ●利用居室等、車いす使用者用便房、車いす使用者駐車施設、浴室、客室又は客席がある階及び地上階 ●90cm以上 ●180cm以上 ●160cm以上 </div>

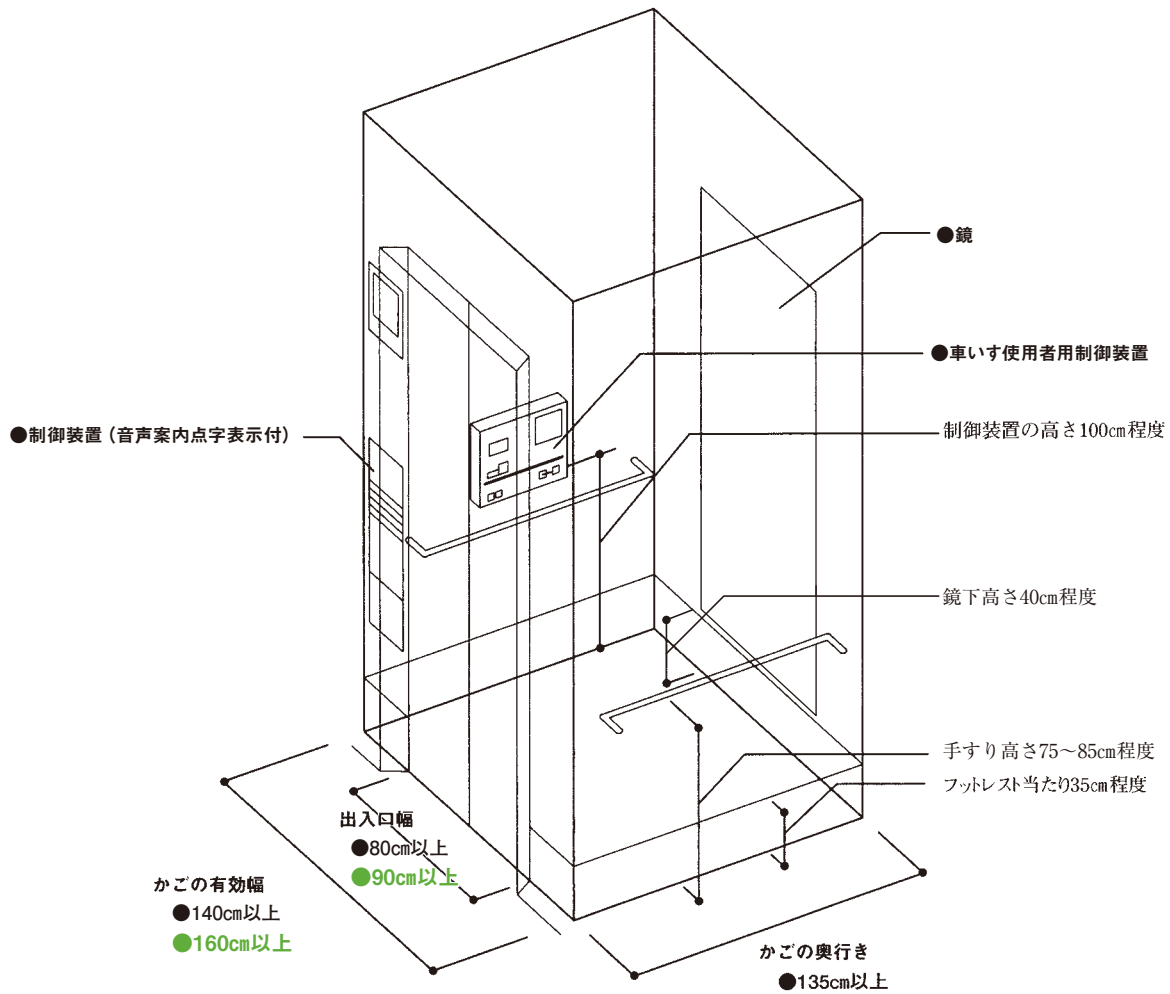
整備項目	整備基準	より望ましい基準
<p>学校等、工場及び共同住宅の共用部分に設置するエレベーター等</p>	<p>●前記以外の昇降機の設置及び構造については定めない</p> <p>●設置の免除</p>	<p>◆多数の者が利用するエレベーターのうち前記以外のエレベーターの構造◆</p> <ul style="list-style-type: none"> * かが及び昇降機の出入口の有効幅は80cm以上 * かごの奥行き(内法) 135cm以上 * 乗降ロビーは高低差がないものとし、有効幅及び奥行きは150cm以上 * かごの有効幅は140cm以上 * かごは、車いすの回転に支障がない構造 * かご内に、手すりを設置 <p>●エレベーターの設置</p> <p>◆学校等に設置するエレベーターの構造◆</p> <p>P42「整備基準」 利用円滑化経路を構成するエレベーターの構造と同じ</p>

整備項目	整備基準	より望ましい基準
車いす使用者用特殊構造昇降機	<ul style="list-style-type: none">●平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定する構造（※1）●かごの有効幅は70cm以上、奥行きは120cm以上●車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの有効幅及び奥行きを十分に確保●エスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定する構造（※2） <p>（※1）345ページ参照 （※2）348ページ参照</p>	

●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

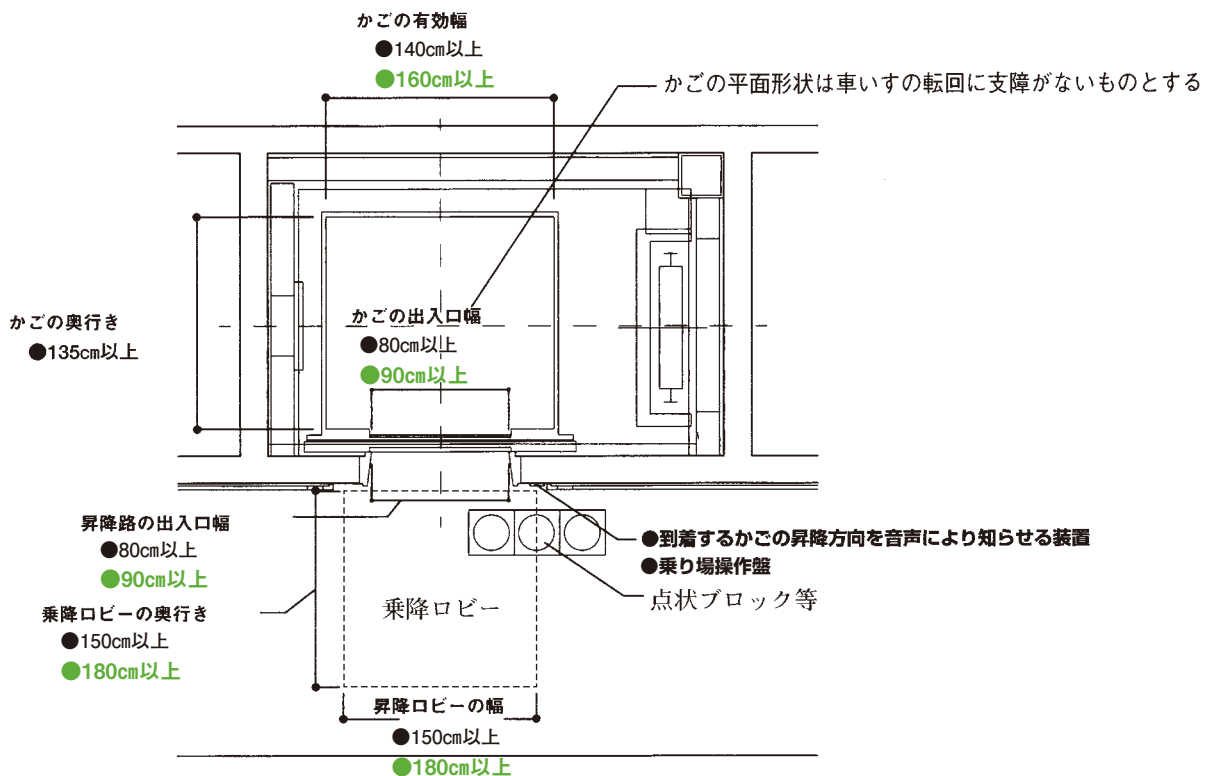
■ 利用円滑化経路を構成するエレベーターの形状

●多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び昇降ロビーには音声案内、点字表示を設置する。



■ 利用円滑化経路を構成するエレベーターと乗降ロビーの平面

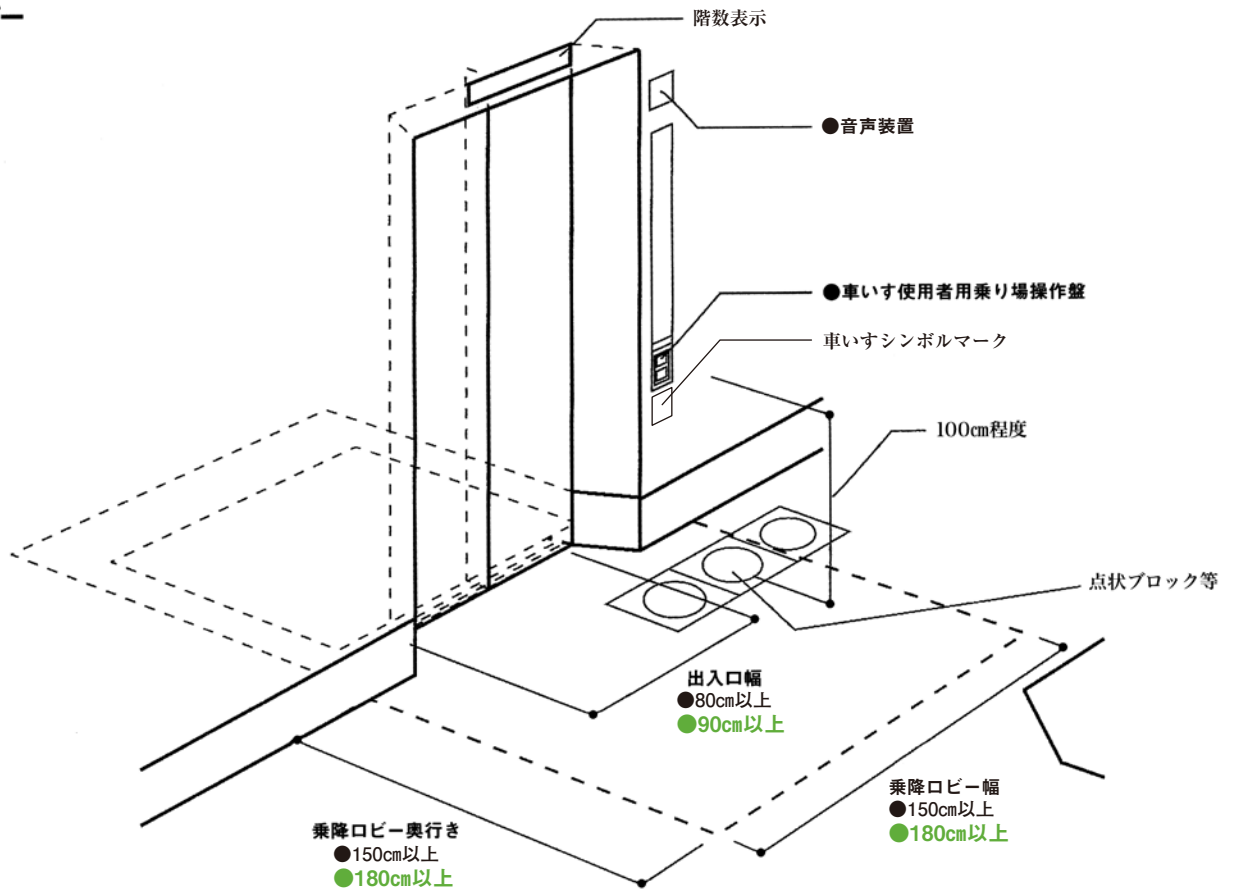
●かごの平面形状は車いすの転回に支障がないものとする



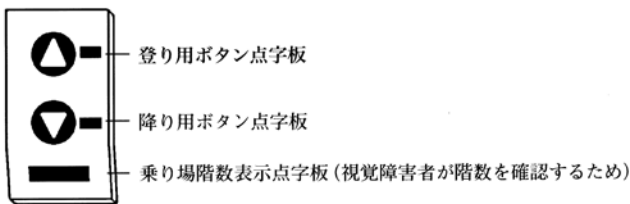
I-4 エレベーター

●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

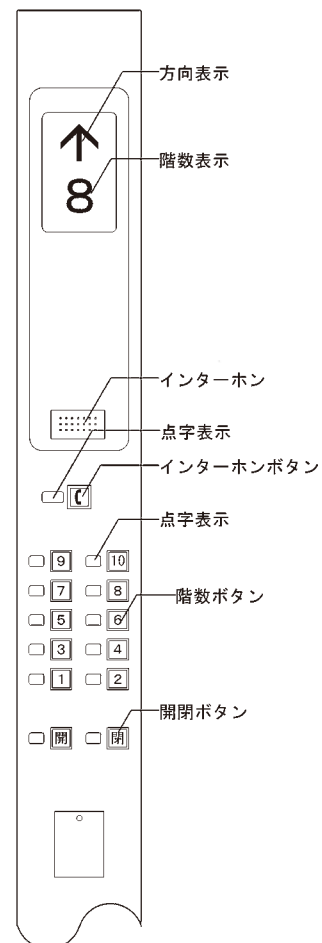
■ 乗降ロビー



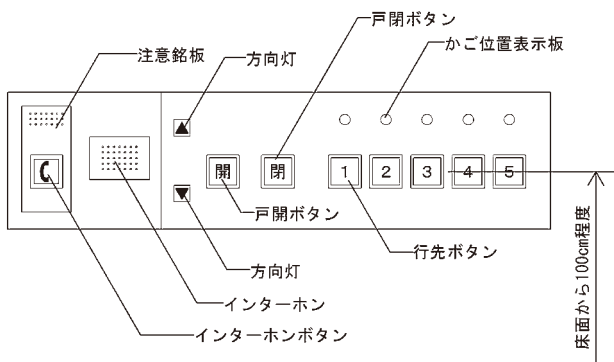
■ 乗降ロビー側の操作盤の例



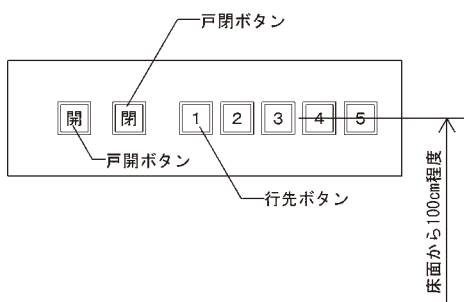
■ かご内側縦型操作盤*



■ 車いす使用者対応主操作盤*



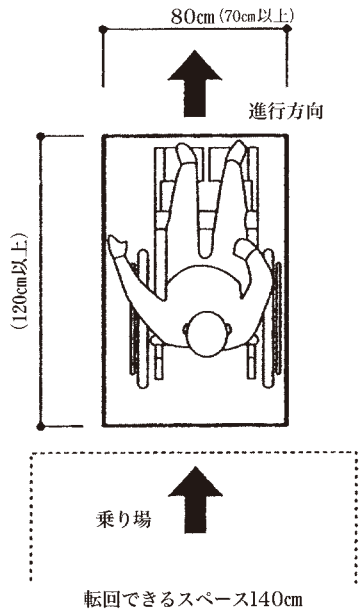
■ 車いす使用者対応副操作盤*



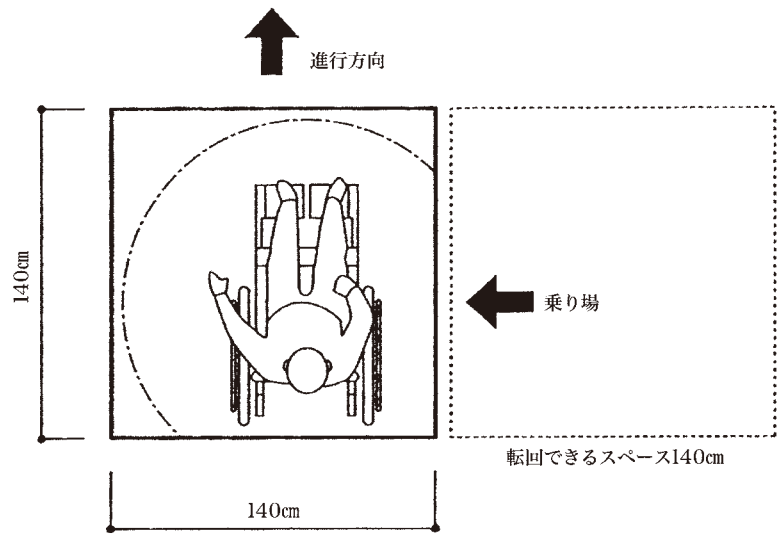
(※出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」国土交通省)

車いす使用者用特殊昇降機の整備例

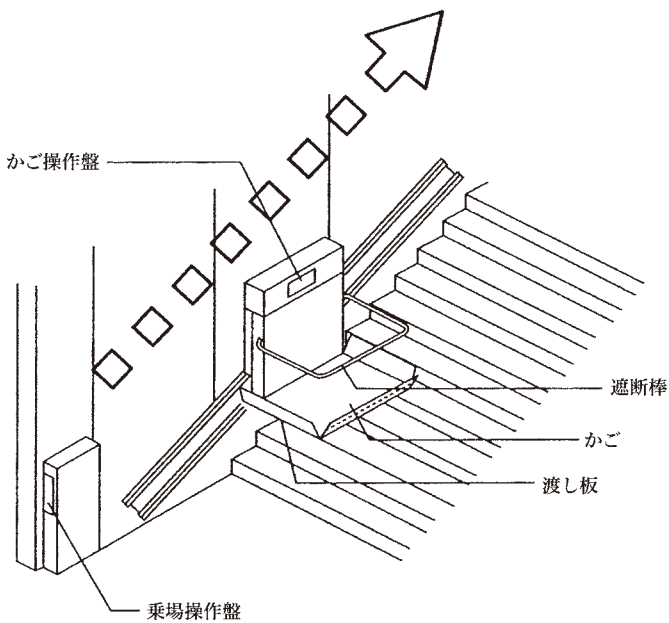
■ 定員1名のかご(直線形式の場合)



■ 定員1名のかご(90°の転回形式の場合)



■ 斜行型(* 障害物検知装置を設置した場合には、壁又は囲いは設けなくてよい)



■ 鉛直型

